

令和5年度訪問型サービス提供事業所向け 指定更新手続きに係る説明会

高齢者福祉課 総合事業G
令和5年8月

本日の内容について

1. 指定更新の対象となる事業所
2. 指定更新書類
3. 指定更新手続き方法
4. 豊島区の訪問型サービス
5. 人員基準について
6. よくある質問

1. 指定更新の対象となる事業所

総合事業の指定期間

訪問型サービス：6年

通所型サービス：3年

通常の指定更新の流れ

指定期限の3か月前程度を目安に区から事業所へ連絡



指定期限前月の10日を目安に区へ書類を提出してください。
(例、8月31日が指定期限の場合

5月頃に区から事業所へ連絡→7月10日までに更新書類を提出)



審査後、指定通知書を区から事業所へ送付

1. 指定更新の対象となる事業所

令和5年度における指定更新について

今年度は平成30年4月1日付で訪問型サービス、令和3年4月1日付で通所型サービスの指定を受けた事業所が共に更新対象年度となっております。
指定更新を円滑に進めるため、訪問型サービス事業所と通所型サービス事業所の指定更新書類の締切を分けて設定し、提出をお願いしています。
※今回は訪問型サービス事業所の指定更新に係る説明会となります。

更新対象事業所

対象事業所：令和6年3月31日が指定期限になっている事業所
★訪問型サービス：平成30年4月1日に指定を受けた事業所
★通所型サービス：令和3年4月1日に指定を受けた事業所
※通所型サービス事業所の更新説明会は10月3日（火）・4日（水）実施予定です。

1. 指定更新の対象となる事業所

介護予防訪問事業（A2）
としま介護予防訪問サービス・としまいきいき訪問サービス（A4）
更新申請について

平成30年4月1日に介護予防訪問事業（A2）・としま介護予防訪問サービス・としまいきいき訪問サービス（A4）の新規及び更新指定を受けた事業所は、令和6年3月31日で有効期限が失効します。

事業所で引き続き要支援1・2の方を受け入れる場合は、豊島区へ更新申請書を提出する必要があります。

1. 指定更新の対象となる事業所

平成28年度

平成29年度

平成30年度以降

訪問型サービス	介護予防訪問事業 (従前の訪問介護相当)	介護予防訪問事業 (従前の訪問介護相当)	介護予防訪問事業 (従前の訪問介護相当)	平成30年4月1日に 指定を受けた事業所は 今年度更新対象です。	
	訪問型サービスC (短期集中サービス)	29新・訪問型サービス B(住民主体の支援)	としま介護予防訪問サービス としまいきいき訪問サービス (区独自基準)		訪問型サービスB (住民主体の支援)
		訪問型サービスC (短期集中サービス)	訪問型サービスC (短期集中サービス)		訪問型サービスC (短期集中サービス)

2. 指定更新書類

A2とA4の両方の指定を受けている事業所

	申請書及び添付書類	A2	A4	備考	
申請書	豊島区介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業指定更新申請書	○	○	※サービスごとに作成	
	付表1 訪問型サービス事業所の指定に係る記載事項 (必要に応じて)付表1 訪問型サービス事業所の指定に係る記載事項記入欄不足時の資料	○	○		
1	登記事項証明書又は条例等	△		変更がある場合	
2	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)	○	○	提出する月の翌月の勤務表を作成 ※サービスごとに作成	
3	事業所の平面図(参考様式2)	△		変更がある場合	
4	運営規程				
5	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(参考様式4)				
6	誓約書(参考様式5)	○			
7	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書	△			変更がある場合
	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表				

2. 指定更新書類

A2のみ指定を受けている事業所

	申請書及び添付書類	A2	備考
申請書	豊島区介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業指定更新申請書	○	
	付表1 訪問型サービス事業所の指定に係る記載事項 (必要に応じて)付表1 訪問型サービス事業所の指定に係る記載事項記入欄不足時の資料	○	
1	登記事項証明書又は条例等	△	変更がある場合
2	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)	○	提出する月の翌月の勤務表を作成
3	事業所の平面図(参考様式2)	△	変更がある場合
4	運営規程		
5	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(参考様式4)		
6	誓約書(参考様式5)	○	
7	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書	△	変更がある場合
	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表		

2. 指定更新書類

A4のみ指定を受けている事業所

	申請書及び添付書類	A4	備考
申請書	豊島区介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業指定更新申請書	○	
	付表1 訪問型サービス事業所の指定に係る記載事項 (必要に応じて)付表1 訪問型サービス事業所の指定に係る記載事項記入欄不足時の資料	○	
1	登記事項証明書又は条例等	△	変更がある場合
2	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)	○	提出する月の翌月の勤務表を作成
3	事業所の平面図(参考様式2)	△	変更がある場合
4	運営規程		
5	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(参考様式4)		
6	誓約書(参考様式5)	○	
7	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書	/	
	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表		

2. 指定更新書類

勤務形態一覧表について

提出する月の翌月の勤務形態一覧表を作成してください。

9月に提出する事業所：10月分の勤務形態一覧表

※「前3か月の利用者数について」は7月～9月の利用者数で算出

10月に提出する事業所：11月分の勤務形態一覧表

※「前3か月の利用者数について」は8月～10月の利用者数で算出

3. 指定更新手続き方法

手続き方法について

提出書類を作成いただき下記の住所またはメールアドレスへご提出ください。

メールアドレス： < A0030089@city.toshima.lg.jp >

※事業所指定更新専用のメールアドレスになります。

住所：〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 4 F

高齢者福祉課総合事業グループ

※郵送の場合は「指定更新書類在中」と朱書きしてください。

3. 指定更新手続き方法

提出締切：10月31日（火） 17時まで

審査後、指定通知書を郵送にて発送いたします。

※発送については改めてケア倶楽部にて連絡します。

また審査にあたり、ご提出いただいた内容についてお電話やメールにて確認させていただく場合がございます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

4. 豊島区の訪問型サービス

○訪問型サービスの類型

区分	国相当基準	区独自基準	区独自基準	住民主体	短期集中型
サービス	介護予防訪問事業 (A2)	としま介護予防訪問サービス (A4)	としまいきいき訪問サービス(A4)	生活支援お助け隊(B)	短期集中訪問型サービス(C)
期間	定めなし (ケアマネジメントによる)			1年 (再申込み可)	3～6か月
サービス提供者	指定介護事業所			シルバー人材センター、社会福祉事業団	リハビリ専門職等
従事者	ホームヘルパー		ホームヘルパー 又は 区研修の修了者	区研修の修了者	
利用料	306円 (定率・1割の場合)	300円 (定額・2割の場合600円、3割の場合900円)		30分・300円 60分・600円	無料
内容	入浴や排せつなどの 身体介護や生活 援助	見守り程度の簡易な身 体介護や生活援助	掃除・洗濯・買い 物・調理・薬の受け 取りなどの生活援助	掃除・洗濯・買い物 などの家事援助	リハビリ、口腔ケア、 低栄養等、生活機能 改善のための助言
対象者	● 身体介護と生 活援助が必要 な方	● 簡易な身体介護と生 活援助が必要な方	● 生活援助のみ必要 な方	● 家事援助のみ必 要な方	● 短期集中的な支 援で生活機能の 改善が見込まれ る方
	要支援1・2			要支援1・2、事業対象者 ¹³	

4. 豊島区の訪問型サービス

○訪問型サービスにおけるサービスの内容

分類	国相当基準サービス	訪問型サービスA		訪問型サービスB	訪問型サービスC
サービス名	①介護予防訪問事業	②としま介護予防訪問サービス	③としまいきいき訪問サービス	④生活支援お助け隊	⑤短期集中訪問型サービス事業
コード	A2	A4		—	—
サービス内容	<p>右記②のサービス内容に無い以下の「身体介護」を含むサービスを実施する場合</p> <p>1-1 排泄・食事介助 1-2 清拭・入浴、身体整容 1-3 体位変換、移動・移乗介助、外出介助 1-4 起床及び就寝介助</p> <p>※サービス内容が②又は③に該当する場合も、公費助成対象の利用者については、このA2で請求する。</p>	<p>老計第10号により示された「身体介護」のうち以下のもの、及び「家事援助」 (身体介護)</p> <p>1-0 サービス準備・記録等 1-5 服薬介助 1-6 自立生活支援のための見守りの援助 (家事援助)</p> <p>2-0 サービス準備等 2-1 掃除 2-2 洗濯 2-3 ベットメイク 2-4 衣類の整理・被服の補修 2-5 調理・配下膳 2-6 買い物・薬の受け取り</p> <p>※生業の援助的な行為及び直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為を除く。</p>	<p>老計第10号により示された「家事援助」のみ</p> <p>2-0 サービス準備等 2-1 掃除 2-2 洗濯 2-3 ベットメイク 2-4 衣類の整理・被服の補修 2-5 調理・配下膳 2-6 買い物・薬の受け取り</p> <p>※生業の援助的な行為及び直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為を除く。</p>	<p>老計第10号により示された「家事援助」のうち、以下のサービスのみ</p> <p>2-0 サービス準備等 2-1 掃除 2-2 洗濯 2-3 ベットメイク 2-4 衣類の整理・被服の補修 2-5 配下膳 2-6 買い物</p> <p>※調理と薬の受け取りを除く</p> <p>※生業の援助的な行為及び直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為を除く。</p>	<p>3～6か月の期間で、リハビリテーション専門職等からリハビリテーション、口腔ケア、低栄養改善などのアドバイスを受けて、日常生活機能の向上に取り組めます。</p>

※同じ月内でのA2とA4の併用はできません。

老計第10号：「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成12年3月17日)

5. 人員基準について

介護予防訪問事業 (A2)の人員基準

5. 人員基準について

介護予防訪問事業（A2）の人員基準

管理者

<配置基準>

専ら当該サービス事業に従事する者でなければならない。
また常勤である必要がある。

ただし、以下の場合であって、業務に支障がないと認められる場合、他の職務を兼ねることが可能。

- ① 当該サービス事業の従事者として他の職務に従事する場合
- ② 当該サービスと同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合

5. 人員基準について

介護予防訪問事業（A2）の人員基準

訪問介護員

＜配置基準＞

常勤換算法で2.5以上

訪問介護員及びサービス提供責任者の勤務している時間数の合計／常勤が勤務すべき時間数 ≥ 2.5

＜資格要件＞

- ・介護福祉士
- ・実務者研修修了者
- ・介護職員初任者研修修了者(旧ホームヘルパー2級修了者)
- ・生活援助従事者研修修了者(生活援助のみの訪問介護員として従事可)

5. 人員基準について

介護予防訪問事業（A2）の人員基準

サービス提供責任者

専ら当該サービス事業に従事する者でなければならない。

また最低1人は常勤である必要がある（〈配置基準〉①の要件）

〈配置基準〉

①必ず常勤専従が1人以上必要

ただし、この常勤専従の1人は、管理者との兼務のみ許される。

②利用者40人またはその端数を増すごとに1人以上サービス提供責任者を配置

このとき、サービス提供責任者の員数は、常勤換算法によることが可能。

（利用者数は前3月分の平均値、新規の場合は推定数）

なお、2人以降は非常勤でも勤務可能だが、常勤が勤務すべき時間（週32時間を

下回る場合は、週32時間を基本とする）の1/2以上勤務が必要

〈次ページへ続く〉

※平成27年度の改正より要件を緩和
サービス提供責任者の配置について、以下の要件を全て満たす場合には、利用者50人につき1人のサービス提供責任者の配置が可能。

- ①常勤のサービス提供責任者を3名以上配置している
- ②サービス提供責任者の業務を主として従事する者を1人以上配置している
- ③サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合

5. 人員基準について

介護予防訪問事業（A2）の人員基準

サービス提供責任者

＜資格要件＞

- ・介護福祉士
- ・実務者研修修了者
- ・旧ホームヘルパー 1 級修了者（制度改正前に資格取得している場合）
- ・旧介護職員基礎研修修了者（制度改正前に研修修了している場合）

5. 人員基準について

としま介護予防訪問サービス
としまいきいき訪問サービス (A4)の人員基準

5. 人員基準について

としま介護予防訪問サービス・としまいきいき訪問サービス（A4）の人員基準について

管理者

＜配置基準＞

専ら当該サービス事業に従事する者でなければならない。
常勤の必要はない。

ただし、以下の場合であって、業務に支障がないと認められる場合、他の職務を兼ねることが可能。

- ① 当該サービス事業の従事者として他の職務に従事する場合
- ② 当該サービスと同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合

5. 人員基準について

としま介護予防訪問サービス・としまいきいき訪問サービス（A4）の人員基準について

訪問事業責任者

＜配置基準＞

- ①必要数 1 以上
- ②専ら当該サービス事業に従事する者でなければならない。
- ③常勤の必要はない。

＜資格要件＞

- ・介護福祉士
- ・実務者研修修了者
- ・旧ホームヘルパー 1 級修了者（制度改正前に資格取得している場合）
- ・2人目以降は、介護福祉士等の支援を受けることを条件に区実施研修修了者も可能

5. 人員基準について

としま介護予防訪問サービス・としまいきいき訪問サービス（A4）の人員基準について

従事者

＜配置基準＞

- ・必要数1以上

＜資格要件＞

- ・区実施研修修了者等を基本とする。
(又は訪問介護員等)

6. よくある質問

よくある質問
※書類作成時の注意点

6. よくある質問

よくある質問

Q,変更届の提出が漏れていた。遡って変更届の提出が必要か。

A, 変更届の提出は不要です。

チェックシートの備考欄に変更内容及び変更日時を記載してください。

次ページを参考に変更内容に応じて添付書類もご提出ください。

6. よくある質問

よくある質問

<変更する場合に添付書類が必要になる内容>

- ・法人の代表者・法人住所→登記事項証明書
- ・登記事項証明書記載事項→登記事項証明書
- ・事業所の平面図→平面図
- ・運営規定→変更後の運営規定
例、営業日・営業時間・利用者の推定数・定員・単位数の増減等
- ・サービス提供責任者→サービス提供責任者の資格証
サービス提供責任者の経歴書

6. よくある質問

よくある質問

Q,申請書や誓約書に押印は必要か。

A,押印は不要。

メールでの提出も可能。

6. よくある質問

よくある質問

Q,サービス提供責任者の人員配置基準が分かりにくい。
常勤の職員を何人配置すればよいのか。

A,サービス提供責任者について、最低1人は常勤専従で配置が必要である。
※この1名については管理者との兼務のみ可能。

そのうえで配置する人数については下記のとおり。

「利用者40人またはその端数を増すごとに1人以上サービス提供責任者を配置。このとき、サービス提供責任者の員数は、常勤換算法によることができる。（利用者数は前3月分の平均値、新規の場合は推定数）」

<次ページへ続く>

6. よくある質問

よくある質問

サービス提供責任者の基準緩和について（平成27年度改正）

- サービス提供責任者の配置について、以下の要件を全て満たす場合には、利用者50人につき1人のサービス提供責任者の配置が可能。

- ① 常勤のサービス提供責任者を3名以上配置している
- ② サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している
- ③ サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている

※「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の訪問介護員として行ったサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が1月あたり30時間以内である者。

「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合」とは、訪問介護計画の作成や訪問介護員の勤務調整等のサービス提供責任者が行う業務について、省力化・効率化や、利用者に関する情報を職員間で円滑に共有するため、ソフトウェアやネットワークシステムの活用等の業務の効率化が図られているもの。

<次ページへ続く>

6. よくある質問

よくある質問

<サービス提供責任者の計算例>

※通常の配置基準の場合

	5月	6月	7月
要介護者	42	44	44
要支援者	8	8	9
合計	50	52	53

3か月の利用者数の平均値：51.6666・・・（人）

$51.6666 \dots \div 40 = 1.2916 \dots$ （人）

→小数点第1位切り上げし、1.3人

常勤換算法で1.3人以上のサービス提供責任者の配置が必要

6. よくある質問

よくある質問

Q, 1日の勤務時間の上限はあるのか。

A, 法定労働時間（1日8時間→4週160時間）を超えないよう
勤務形態一覧表を作成してください。
※代表者や管理職は除く。

6. よくある質問

よくある質問

Q, 育休や産休明けにより時短勤務している職員は非常勤扱いになるのか。

A, 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1) (令和3年3月19日) より抜粋

<常勤の計算>

育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加え、同法による介護の短時間勤務制度や、男女雇用機会均等法による母性健康管理措置としての勤務時間の短縮等を利用する場合についても、30時間以上の勤務で、常勤扱いとする。

6. よくある質問

よくある質問

Q,A2でサービス提供責任者になっている職員が
A4で訪問事業責任者で働くことはできるのか。

A,A2で常勤専従となっているサービス提供責任者については
訪問事業責任者に就くことはできません。

なお、既に1人以上常勤専従のサービス提供責任者を配置している場合に限り
2人目以降のサービス提供責任者については

勤務時間を分けることでそれぞれに勤務することが可能です。

※サービス提供責任者は非常勤でも可能ですが、常勤の勤務すべき時間の
1/2以上が必要になります。

例、 A2 : 4時間/日勤務 }
A4 : 4時間/日勤務 } **合計8時間勤務**

6. よくある質問

よくある質問

Q,現在要支援の利用者がいないため、指定更新をせずに廃止したい。

A,廃止届をご提出ください。
様式はHPに掲載しています。

本件に関するお問い合わせ先

豊島区 保健福祉部 高齢者福祉課 総合事業グループ

電話 03-4566-2435

FAX 03-3980-5040

メール A0030089@city.toshima.lg.jp